

《参考》 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について（令和5年10月1日～）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日に「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されます。

適格請求書等保存方式の下では、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）等と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

1 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類する書類をいいます。なお、その書類の様式や名称は問いません。また、適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ（電子インボイス））を提供することも可能です。

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。この登録は、課税事業者であれば受けることができます。

国・地方公共団体においても、課税資産の譲渡等を行った相手方から「適格請求書」の交付を求められることがあるため、必要に応じ、一般会計又は特別会計ごとに「適格請求書発行事業者」の登録を要することになります。

※ 国・地方公共団体が「適格請求書」を交付しなければ、その取引の相手方（課税事業者）は消費税の仕入税額控除を受けることができないこととなります。

※ 特別会計が複数ある場合には、個々の特別会計ごとに登録が必要です。

2 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は、以下のとおりです（下線の項目が現行の区分記載請求書等の記載事項に追加される事項です。）。

適格請求書	適格簡易請求書※																																																						
<ol style="list-style-type: none"> 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 取引年月日 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ） 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 	<ol style="list-style-type: none"> 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 取引年月日 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み） 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率 <p>※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、駐車場業等に係る取引については、適格請求書に代えて交付することができます。</p>																																																						
<p>株〇〇御中 請求書 11月分 131,200円</p> <p>△△商事(株) 登録番号 TO12345...</p> <p>××年 11月 30日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 ※</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 ※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120,000円</td> <td>消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象 80,000円</td> <td>消費税 8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象 40,000円</td> <td>消費税 3,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用税率及び消費税額等の記載 ※ 軽減税率対象</p>	日付	品名	金額	11/1	魚 ※	5,000円	11/1	豚肉 ※	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	合計	120,000円	消費税 11,200円	10%対象 80,000円		消費税 8,000円	8%対象 40,000円		消費税 3,200円	<p>スーパー〇〇 東京都..... 登録番号 T12345...</p> <p>××年3月1日</p> <p>領収証</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ヨーグルト※</td> <td>1</td> <td>¥108</td> </tr> <tr> <td>カップラーメン※</td> <td>1</td> <td>¥216</td> </tr> <tr> <td>ペットフード</td> <td>1</td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥874</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象</td> <td>¥324</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象</td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消費税額等</td> <td>(内消費税額 ¥24)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消費税額等</td> <td>(内消費税額 ¥50)</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td></td> <td>¥1,000</td> </tr> <tr> <td>お釣</td> <td></td> <td>¥126</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能 ※ 軽減税率対象</p>	ヨーグルト※	1	¥108	カップラーメン※	1	¥216	ペットフード	1	¥550	合計		¥874	8%対象		¥324	10%対象		¥550	消費税額等		(内消費税額 ¥24)	消費税額等		(内消費税額 ¥50)	お預り		¥1,000	お釣		¥126
日付	品名	金額																																																					
11/1	魚 ※	5,000円																																																					
11/1	豚肉 ※	10,000円																																																					
11/2	タオルセット	2,000円																																																					
...																																																					
合計	120,000円	消費税 11,200円																																																					
10%対象 80,000円		消費税 8,000円																																																					
8%対象 40,000円		消費税 3,200円																																																					
ヨーグルト※	1	¥108																																																					
カップラーメン※	1	¥216																																																					
ペットフード	1	¥550																																																					
合計		¥874																																																					
8%対象		¥324																																																					
10%対象		¥550																																																					
消費税額等		(内消費税額 ¥24)																																																					
消費税額等		(内消費税額 ¥50)																																																					
お預り		¥1,000																																																					
お釣		¥126																																																					

3 適格請求書発行事業者の義務（売手の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます*。

※ 売手（適格請求書発行事業者）は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先（課税事業者）から求められた場合には、適格請求書を交付しなければなりません。なお、書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。

4 仕入税額控除の要件（買手の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

■ 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式の記載事項と同様です。

■ 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、売手が交付する適格請求書や適格簡易請求書、買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方において、課税資産の譲渡等に該当するもので、相手方の確認を受けたもの）、これらに係る電磁的記録などが含まれます。

5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、以下の①又は②を選択できます。

① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」

② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

6 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられない場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

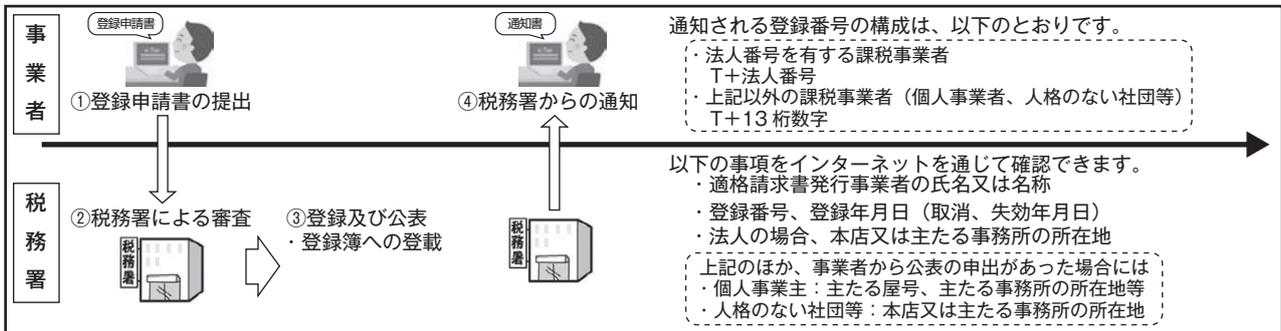
なお、2割特例は、適格請求書等保存方式を機に免税事業者から課税事業者になった事業者に適用されるため、適格請求書発行事業者ではない課税事業者や基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者などの適格請求書等保存方式とは関係なく課税事業者となる者については、2割特例の適用はありません。

また、2割特例の適用を受ける場合には、仕入控除税額の調整計算を行う必要はありません。

7 適格請求書発行事業者の登録申請

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。

■ 適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れ



■ 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者として登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受ける場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません（登録申請書のみ提出します。）。

※ 一般会計は、免税事業者には該当しないことから、いつ登録を受ける場合であっても登録申請書のみ提出することとなります。

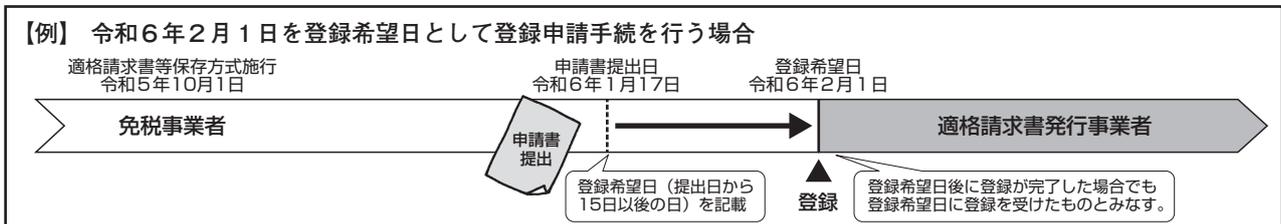
■ 適格請求書発行事業者となった場合の留意点

基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要です。

※ 一般会計は、適格請求書発行事業者となった場合でも申告の必要はありません。

■ 経過措置の適用により登録を受ける場合における登録を希望する日の記載

経過措置の適用により、令和5年10月2日以後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日（以下「登録希望日」といいます。）を記載します。この場合、その登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされます。



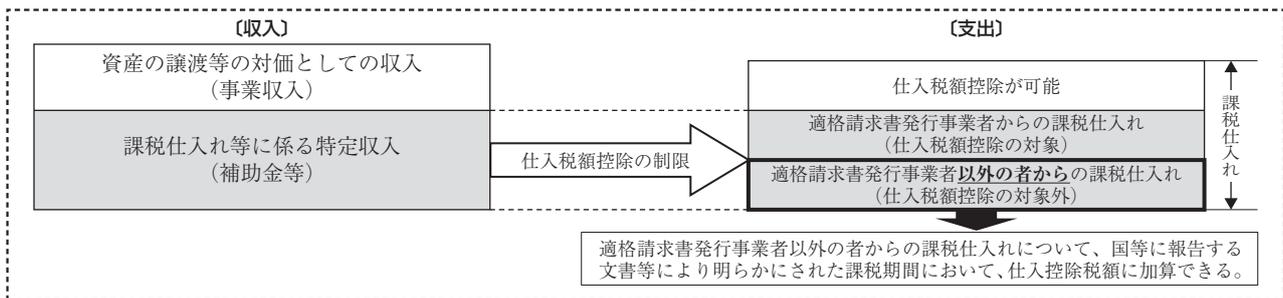
8 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定

特定収入に係る課税仕入れ等の税額（仕入控除税額の制限額）の計算（P11～14参照）については、特定収入のあった課税期間における当該特定収入の金額により行うこととなります。そのため、インボイス制度開始後において仕入税額控除の対象外となる適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ（以下「控除対象外仕入れ」といいます。）を課税仕入れ等に係る特定収入（課税仕入れ等に用途が特定されている特定収入）により支出したとしても、計算上、仕入控除税額の制限の対象となります。

ただし、事業者が、課税仕入れ等に係る特定収入により控除対象外仕入れを一定程度行い*、当該特定収入により仕入控除税額の制限を受けた場合において、国等へ報告することとされている文書又は国、地方公共団体が合理的な方法により用途を明らかにした文書により、その控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにしているときは、簡易課税制度の適用を受けて申告する課税期間を除き、控除対象外仕入れに係る仕入控除税額の制限額に相当する額を、その明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できます。

※ 課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れのうち、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れが5%を超える場合に限りです。

〔イメージ図〕



<計算式>

- ① 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95%以上である場合

$$\text{調整対象額} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額}^{(注1)} \text{の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times (1 - \text{調整割合})^{(注3)}$$

(注1) 免税事業者である課税期間及び簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。また、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであることにより仕入税額控除の適用を受けないこととなるものに限られます。以下②③においても同様です。

(注2) 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については108分の6.24を乗じます。以下②③においても同様です。

(注3) 「1 - 調整割合」とは、課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該課税期間における課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額を加算した金額のうち当該資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合（＝事業収入の割合）を指します。以下②③においても同様です。

- ② 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を適用している場合

$$\text{調整対象額} = (A + B) \times (1 - \text{調整割合})$$

$$A = \text{課税資産の譲渡等} \text{にのみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{7.8}{110}$$

$$B = \text{課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times \text{課税売上割合}^{(注)}$$

(注) 課税売上割合は、課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上割合を用います。以下③においても同様です。

- ③ 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を適用している場合

$$\text{調整対象額} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times \text{課税売上割合} \times (1 - \text{調整割合})$$

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定に関する計算例については、今後、国税庁ホームページに掲載します。

- 詳しくは、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」に掲載しているパンフレット「適格請求書等保存方式の概要～インボイス制度の理解のために～」をご参照ください。そのほか、特設サイトでは、各種リーフレットやQ&Aを掲載しています。